

中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助金 「複数事業者連携枠」の公募のご案内

1. 概要

適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内の中小企業・小規模事業者を支援するため、組合、又は企業連携グループのもと、複数の中小企業者等が連携し、共同で行うデジタル化、人材育成、業務効率化、商品・サービス等開発、販路拡大やリスク対応力強化などの取組に要する経費に対し、補助金を交付します。

※ この補助金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

2. 公募期間

令和8年3月23日（月）～令和8年6月10日（水）17時必着（郵送又は持参）

3. 補助対象者

岩手県内に事業所を有する以下のいずれかに該当するものを補助対象者とします。

(1) 中小企業組合

事業協同組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合（いずれも連合会を含む）及び企業組合、協業組合

(2) 中小企業者・小規模企業者

中小企業基本法第2条第1項及び第5項に定める中小企業者及び小規模企業者

<中小企業者・小規模企業者の範囲>

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	従業員数	従業員数
①製造業・建設業・運輸業・その他の業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③小売業 ※飲食業を含む	5,000万円以下	50人以下	5人以下
④サービス業 ※宿泊業を含む	5,000万円以下	100人以下	5人以下

4. 補助対象者の要件

補助対象者は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「法」という。）第14条第1項の規定による経営革新計画の承認又は法第15条第1項の規定による経営革新計画の変更の承認を受けていること。かつ、承認を受けている経営革新計画の事業計画終了時点が応募締切月以降となっているもの。ただし、応募申請者が組合の場合は、当該組合、又は組合員のうち1人以上が経営革新計画の承認又は変更の承認を受けていることとし、応募申請者が企業連携グループの場合は、構成員の1人以上が経営革新計画の承認又は変更の承認を受けていることが必要となります。
- (2) 応募締切日前日時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録されていること。ただし、応募申請者が組合の場合は、当該組合が、企業連携グループの場合は、補助金を申請する全構成員が登録されていることを要します。

5. 補助対象事業

岩手県内で、組合、又は企業連携グループによって実施される以下のいずれかに該当する事業であることを要します。ただし、同一の内容で国・県等が助成する他の制度（補助金・委託費等）と重複する事業は補助対象となりません。なお、「企業連携グループ」とは、その構成員に2者以上の補助金の申請をする組合、中小企業者、または小規模企業者を含み、組織化された団体として、代表者及び事務局機構を備えた任意組織とします。

(1) 企業連携によるデジタル化・DX化の推進

- 販路開拓・消費者の利便性向上に向けたE Cサイト・会員アプリの開発
- DX人材の育成に向けた合同セミナー、共同で依頼する個別企業のDX診断 など

(2) 企業連携による人材育成・確保の推進

- 共同で依頼する雇用環境改善に向けたコンサルティング
- 業界イメージアップに向けたHP・動画等のツール作成 など

(3) 企業連携による業務効率化・コスト削減の推進

- 原材料価格等の高騰に対抗する共同仕入の体制構築
- 共同配送・共同保管などの物流コストの削減に向けた取り組み など

(4) 企業連携による商品・サービスの開発及び販路拡大

- 地域課題の解決に向けた新ビジネスの創出
- 地元産品を活用した新商品の開発やプロモーション など

(5) 企業連携によるリスク対応力の強化

- 複数の企業が連携してリスクに対応する連携事業継続力強化計画の策定に係る取組み
- 事業継続に係るツール開発・設備導入 など

6. 補助率・補助金額

【補助金額】 1 組合・グループあたり 上限額 200 万円 下限額 50 万円

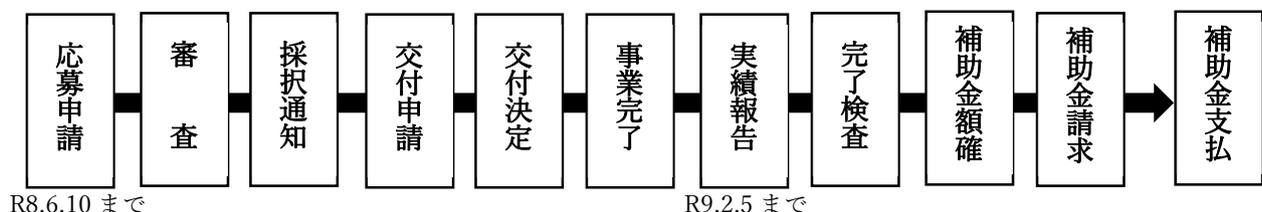
【補助率】 3分の2以内（ただし、過半数が小規模企業者で構成される組合、及び企業連携グループの構成員である小規模企業者については5分の4以内）

※企業連携グループの補助金交付は、グループ全体ではなく、構成員ごとに行います。

7. 補助対象経費

- ①機械装置費、②設備費、③賃借料、④原材料費、⑤謝金、⑥旅費、⑦外注費、
⑧委託費、⑨広報費 ※交付決定日以降に行った発注、契約等により発生した経費のみが対象。

8. 手続の流れ



補助対象となる事業期間は、交付決定の日から令和9年2月5日（金）までとなります。それまでに補助事業に係るすべての支払いを完了し、実績報告書を提出することが必要となります。

9. 申請・お問い合わせ先

岩手県中小企業団体中央会 連携支援部 TEL：019-624-1363

（〒020-0884 盛岡市神明町5-5 岩手県火災共済会館4階）

※申請手続きについては、本会ホームページをご覧ください。 <https://www.ginga.or.jp/>